



無配当引受基準緩和型新医療保険(返戻金なし型)S

## 目 次

- 「ご契約のしおり(抜粋版)」…………P.1～2
- 「契約概要」……………P.3～5
- 「注意喚起情報」……………P.5～6

朝日生命 お客様サービスセンター

0120-360-567

受付時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00

土曜日

9:00～12:00、13:00～17:00 [但し、祝日、年末年始を除く]

[引受保険会社]

**朝日生命保険相互会社**

0120-360-567

受付時間：月曜日～金曜日／9:00～17:00  
土曜日／9:00～12:00、13:00～17:00  
(但し、祝日、年末年始を除く)◎朝日生命ホームページ <https://www.asahi-life.co.jp>

## お客様の個人情報の取り扱いについて

## 1.朝日生命における個人情報の利用目的について

- 保険契約等申し込みに際して、お客様からいただいた個人情報は、以下の目的で利用させていただきます。
- 朝日生命の保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- 朝日生命または関連会社・提携会社の各種保険商品・金融商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 朝日生命の業務の情報提供・運営管理、市場調査、商品・サービスの開発・研究

※朝日生命の個人情報保護のお取り扱いにつきましては、朝日生命ホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) にも記載しておりますので合わせてご確認ください。

## 2.朝日生命における機微(センシティブ)情報の取り扱いについて

被保険者等の身体、健康情報に関する保健医療等の情報は、保険業法施行規則により利用目的が限定されており、朝日生命業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的のために取得、利用させていただきます。

## 3.契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度について

朝日生命は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記の通り、朝日生命の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

## (1)契約内容登録制度・契約内容照会制度について

お客様のご契約内容が登録されることがあります。

○朝日生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下「保険契約等」といいます)のお引き受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下「保険金等」といいます)のお支払いの判断の参考とする目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます)に基づき、朝日生命の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

○保険契約等のお申し込みがあった場合、朝日生命は、(一社)生命保険協会に、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録内容は消去されます。(一社)生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申し込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、(一社)生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引き受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。なお、登録の期間、お引き受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約成立日、復活の日、復旧の日、増額の日または特約の中途付加の日から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約成立日等から5年間」と「契約成立日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引き受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

○朝日生命の保険契約等に関する登録事項については、朝日生命が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、朝日生命の定める手続きに従い、登録事項の開示を求める、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、朝日生命の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客様サービスセンターにお問い合わせください。

## 【登録事項】

次の事項が登録されます。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします)
- (2) 死亡保険金額(死亡給付金額)および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約成立日(復活の日、復旧の日、増額の日および特約の中途付加の日)
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申し込みの状態に関して相互に照会することがあります。

○「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、(一社)生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

## (2)支払査定時照会制度について

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

○朝日生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除、取消もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とする目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、朝日生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

○保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

○朝日生命が保有する相互照会事項記載の情報については、朝日生命が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、朝日生命の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求める、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、朝日生命の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客様サービスセンターにお問い合わせください。

## 【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日および対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。)
- (3) 保険種類、契約成立日、復活の日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法  
上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料があるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

○「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、(一社)生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。





## 7 満期保険金等について

■この保険契約には満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付の取り扱いもありません。

## 8 配当金について

■この保険契約には配当金はありません。

## 9 保険料について

■具体的な保険料は商品パンフレット等で確認ください。

## 注意喚起情報

### 必ずお読みください

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。

以下は、お客様にとって不利益となる事項を記載していますので、特にご留意ください。

 6.給付金などをお支払いできない場合について 8.現在のご契約を新たにご契約に見直す場合のご留意事項について 9.解約と返戻金について

支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおりー約款」に記載していますので、あわせてご確認ください。

## 1 クーリング・オフ制度(保険契約のお申し込みの撤回等)について

■申込者または保険契約者(以下、「申込者等」といいます)は、保険契約の申込日もしくは保障内容の訂正手続日またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて**20日以内**であれば、書面により保険契約のお申し込みの撤回または保険契約の解除(以下、「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。

\* 「ご契約のしおり(ご契約のしおり(抜粋版)を含みます)」・「注意喚起情報」を指します。

■お申し込みの撤回等は書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、次の内容を記載した書面を郵便にて送付ください。

<書面に記載いただく事項>

- ①お申し込みの撤回等をする意思 ②申込者等の氏名(自署)・住所・電話番号 ③申込番号(「契約申込書(保険契約者様控)」の上部10桁の数字)
- ④保険料 ⑤取扱代理店名 ⑥申込日 ⑦申出日 ⑧返金先口座(銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人(フリガナ))

**[書面の送付先] ☎ 206-8611 東京都多摩市鶴牧1-23 朝日生命 金融代理店業務グループ**

■お申し込みの撤回等があった場合は、申込者等に領収金額を全額お返しします。

■申込者等が法人(会社)または個人事業主(雇用主)の場合は、お申し込みの撤回等は取り扱いません。

## 2 保障の責任開始の時について

■お申し込みいただいたご契約のお引き受けを朝日生命が決定した場合の保障の責任開始の時は次のとおりです。

責任開始に関する特約Sを付加した場合	お申し込みと告知(診査)がともに完了した時
上記以外の場合	お申し込みと告知(診査)ならびに第1回保険料相当額のお払込みが完了した時*

\*第1回保険料相当額のお払込みが完了した時は次のとおりです。なお、お申込内容等の変更に伴い、後日追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初のお払込みの時とします。

口座振込みでお払込みの場合	朝日生命所定の金融機関口座に着金した日
クレジットカードでお払込みの場合	取扱クレジットカード会社による利用承認日

## 3 告知義務について

保険契約者および被保険者には朝日生命がおたずねする健康状態等について告知いただく必要があり、これを告知義務といいます。

■生命保険は多数の人々が保険料を出し合うことで、相互に保障し合う制度です。そのため、健康状態の悪い方や危険度の高い職業の方などのお申し込みを無条件でお受け受けしますと、保険契約者間の保険料負担の公平性が保たれません。

■ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態等について、**告知書で朝日生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなく告知ください。**

■告知をお受けできる権利(告知受領権)は、朝日生命(告知書に記入いただく場合)および朝日生命が指定した医師が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知をお受けできる権利がないため、**募集代理店の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話ししても告知いただいたことにはなりません。**

■告知いただいた内容が事実と違っていた場合は、給付金などをお支払いできないことがあります。

■告知いただくことは、告知書に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合は、責任開始の時から2年以内<sup>1</sup>であれば、朝日生命は「**告知義務違反**」としてご契約を解除することができます。

■**ご契約を解除したときは、たとえ給付金などの支払事由が発生していても、これをお支払いしません<sup>2</sup>。また、保険料の払込免除事由が発生していても、お払込みを免除しません<sup>2</sup>。**

■ご契約を解除するときは、返戻金があれば保険契約者にお支払いします。

■ご契約の解除以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金などをお支払いできること、または、保険料のお払込みを免除できることがあります。

(例) 現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知しなかった場合など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取り消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料は返金しません。

\*1 責任開始の時から2年を経過していても、給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に発生していた場合は、ご契約を解除することができます。

\*2 「給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、給付金などをお支払いすること、または保険料のお払込みを免除することができます。

## 4 ご契約内容等の確認制度について

■ご契約のお申し込みに際し、後日、朝日生命的職員または朝日生命から委託された担当者が、**お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等に電話や訪問をさせていただく場合があります。**

■給付金などの支払いや保険料払込免除などの請求に際しても、朝日生命的職員または朝日生命から委託された担当者が、**給付金などをお支払いするための確認・照会に、保険契約者等や医療機関・公的機関等を訪問させていただく場合があります。**

## 5 生命保険募集人について

■募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客様と朝日生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。そのため、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険募集人に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

朝日生命 お客様サービスセンター ☎ 0120-360-567

## 6 給付金などをお支払いできない場合について

次のような場合は、**給付金などをお支払いしません。**

- 告知義務違反によりご契約が解除となった場合
- 詐欺によりご契約が取り消しとなった場合
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなくご契約が消滅(未払消滅)した場合
- 給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- 保険契約者、被保険者、受取人の故意または重大な過失により支払事由が生じた場合(各給付金等によりお取り扱いが異なります)

## 7 保険料お払込みの猶予期間と消滅について

■保険料は払込期月中に朝日生命にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日までを保険料お払込みの猶予期間とします。

■保険料のお払込みがないまま猶予期間が経過しますと、ご契約は消滅(未払消滅)します。その場合、消滅したご契約を元に戻すことはできません(ご契約の復活のお取り扱いはありません)。

■「責任開始に関する特約S」を付加したご契約の第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が消滅した場合、新たに「責任開始に関する特約S」「責任開始に関する特約」を付加した保険契約のお申し込みがあつてもお引き受けできない場合があります。

## 8 現在のご契約を新たにご契約に見直す場合のご留意事項について

一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、返戻金は払込保険料累計額より少くなります。特にご契約後短期間で解約した場合の返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間ご契約を継続することを条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りすることがあります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合、給付金などをお支払いできないことがあります。
- 保険料は保険料算出用利率(予定期率)のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。保険料算出用利率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割り引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たなご契約のお申し込みをされることにより、保険料算出用利率が下がったときは、保険種類によっては保険料が引き上げられることがあります。

## 9 解約と返戻金について

■ご契約の解約はいつでもできますが、以後の保障はなくなります。

■この保険契約の解約返戻金は以下のとおりです。

主契約	解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります。
特約	解約返戻金はありません。

## 10 生命保険契約者保護機構について

■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経たうえで、ご契約時にお約束した給付金などが削減されることがあります。

■朝日生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合にも、ご契約時にお約束した給付金などが削減されることがあります。

■詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL: 03-3286-2820 (受付時間: 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00)  
ホームページ: <https://www.seihohogo.jp/>

## 11 給付金などのお支払いに関する手続等のご留意事項について

■給付金などの支払事由が生じた場合やお支払いの可能性があると思われる場合、お支払いに関する手続等でご不明な点が生じた場合は、すみやかにお客様サービスセンターまでご連絡ください。

- 支払事由、ご請求手続き、給付金などをお支払いする場合、お支払いできない場合は、「ご契約のしおりー約款」に記載していますのでご確認ください。
- 給付金などの支払事由が生じたときは、ご加入の契約内容によっては、複数の給付金等の支払事由に該当する場合がありますので、十分にご確認ください。
- 「指定代理請求特約(2016)S」を付加されますと、被保険者が受取人となる給付金などについて、受取人が請求できない事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が請求することができます。詳しくは「ご契約のしおりー約款」をご確認ください。
- 「指定代理請求特約(2016)S」を付加したときは、指定代理請求人に支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。